教職員の業務負担軽減に関する項目

　　健康診断受診の際に配慮が必要な職員への対応については、府立学校職員健康診断実施要項により、学校と指定健診機関で相談のうえ、できる限りの配慮を行うよう努めることとしている。

　聴覚障害がある教職員への巡回健診時の対応としては、必要に応じて検査説明を文章にしたカードを提示したり、筆談でやり取りする等の対応により、検査に関する情報を提供し、受診者とコミュニケーションをとっているところ。

　今後とも、学校や健診機関と相談、調整のうえ、配慮が必要な職員が安心して健康診断を受診できるよう努めていく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　　栄養教諭・栄養職員の産休代替の引継ぎ期間については、産休の場合は２日間を限度として認めているところ。

職場環境の改善に関する項目

就労環境等の整備に関しては、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正等を踏まえ、今後とも適切に対応していく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　　病休等の代替職員については、学期間雇用を基本として措置しているところ。

　なお、長期休業中の措置については、基本的には困難であるが、学校運営上重大な支障が出るような場合には、個々の実態を踏まえ、対処していく。

　引継ぎ期間については、産休の場合は２日間、育休の場合は３日（実習教員は１日）をそれぞれ限度として認めているところ。

　病気休暇等の代替措置については、実態を考慮して対処しているところであるが、引継ぎ期間を設けることは、現状では困難。

教職員の業務負担軽減に関する項目目

　　寄宿舎指導員の病休等の代替措置については、従前より学期間雇用による非常勤措置としているところ。

　今後も、学校の状況の把握に努め、学校運営に支障が出ることがないよう、適切に対応していく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　　介護休暇、病気休暇の代替措置が必要となった場合には、これまでも校長・准校長と協力し、学校運営に支障が生じないよう、必要な措置を講じているところであるが、結果として、代替職員がなかなか確保できなかった事例も発生していることは認識している。

　代替講師の配置については、府教育庁における講師登録者の中から行っていただいているところであるが、これまで、講師登録者を確保するため、府や市町村関係施設、ハローワークなどにおいて、講師募集のポスターの掲示やチラシの配付、教員養成課程を有する大学に対する学生への周知の依頼や大学に出向いて登録の受付、講師登録説明会の開催、教員採用選考テスト会場でのＰＲなど、様々な対策を継続的に行ってきたところ。

　今後ともこれらの方法を講じることで、すみやかな代替職員の確保に努めていきたい。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　　寄宿舎指導員の採用については、今後の寄宿舎の運営方針を踏まえ、その可否を判断していきたい。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　　事務職員については、標準法に基づく配置を基本として学校の実情も考慮しながら配置を行っているところ。

　今後とも、事務処理体制については、校長ヒアリング等を通じ、事務室の状況把握に努め、学校運営に支障をきたさないよう、適切に対応していく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　　妊娠中の体育実技担当教員の実技時間の軽減措置については、妊娠中の母性保護を目的として、女性の教員等の体育実技や児童生徒の介助業務等の職務軽減を図るため、原則15時間、個別の事情に応じて最大18時間の非常勤講師等を措置する制度。

　支援学校においては、教諭、養護教諭等は、直接、児童・生徒の介助を行うことなどから、軽減制度の対象となっているが、そのような業務に直接従事しない、栄養教諭や給食調理員、事務職員は、本制度の対象外となっている。

特別休暇に関する項目

　　特別休暇については、より府民理解を得られる制度にする観点から、民間状況も一定反映されている国制度を基本に見直しを行い、平成22年度から実施しているところ。

特別休暇に関する項目

　　休暇制度などの勤務条件については、従前から必要に応じて、府立学校長あて周知を図るとともに、研修会等のあらゆる機会を通じて周知してきたところ。引き続き、勤務労働条件の理解向上に向け、取り組んでいく。

また、学校総務サービス運営事業の「マニュアル・規程集・データ集」に「学校職場における勤務条件等（制度解説）」を掲載し、教職員及び管理職が自由に閲覧できるようになっているとともに、平成19年度からは、「学校職場における勤務条件等（制度解説）」を冊子にして、新採職員に配布しているところ。

教職員の研修に関する項目

　　10年経験者研修については、教育公務員特例法の定めるところにより、任命権者に研修の実施が義務付けられており、府教育庁としては、その内容の充実に努めているところ。

　平成28年度から、「学び続ける教員の育成」や「理論と実践の往還によるＯＪＴの推進」等をめざして研修体系の見直しを行った。

　10年経験者研修においては、希望により最大10回分を５～９年次研修（アドバンストセミナー）として前倒しで受講できるようにするなど、実施時期の弾力化を図った。

　また、アドバンストセミナーでは最大３回分を、更に10年経験者研修では４回分を教育センターにおける研修から学校での実践研修とした。

　平成29年度から、10年経験者研修の一部を免許状更新講習として認定できるようにし、対象教員の負担軽減を図っている。

　今後も、研修をより効果的で充実したものにするため、研修内容や研修方法の工夫を図っていく。

職場環境の改善に関する項目

　　ＳＳＣ関連の業務を行う管理職や事務職員は１人１台、教員は４人に１台配備しており、ＳＳＣ稼働時から配備台数は変わっていない。

　ＳＳＣ関連の入力作業のみで、パソコンの台数を増やすことは困難。

　　支援学校分教室では、統合ICT端末として、FAT端末およびUSB起動用端末をそれぞれ１台ずつ配備している。

　起動用USBについては、セキュリティ確保のため、本数を制限した運用としているところ。

　引き続き、セキュリティを確保しつつ、教職員の負担軽減に繋がるよう環境整備に努めていく。